平成２３年（フ）第２１３３号
横浜市都筑区川和町2158番地３　かりん102
債務者　神山　祐太
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４１号
横浜市鶴見区平安町１丁目58番地の16
債務者　堀川　　実
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６１号
横浜市旭区川島町2059番地　コーラルガーデンＫ―102号室
債務者　澤井こず枝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７１号
横浜市鶴見区獅子ケ谷２丁目38番23号　コーポグレイスＢ棟102
債務者　熊谷　絵美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１７４号
横浜市戸塚区汲沢３丁目10番13―204号
債務者　弦巻　高広
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４号
愛知県豊橋市飯村北１丁目16番地３、従前の住所愛知県豊橋市森岡町２番地の５
債務者　卸健康センターこと　笠原いづみ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月３日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５７０号
栃木県宇都宮市江曽島町1402番地45　エルディム菊池201、前住所栃木県宇都宮市上横田町775番地45　ニューエルディム小松202号室
債務者　髙井　敏幸
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７２号
栃木県さくら市卯の里３丁目49番地２　コーポ卯の里Ｃ201、前住所栃木県宇都宮市末広１丁目５番１号　すずやハイツ305
債務者　郡司　善文
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８１号
栃木県宇都宮市中今泉５丁目５番１号　アンジュ・デ・エル201
債務者　齋藤　尚子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８６号
栃木県宇都宮市御幸ヶ原町154番地２　第３コーポ南木203号、前住所栃木県那須烏山市宮原262番地
債務者　渡邊　久日
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８７号
栃木県日光市下の内１番地３
債務者　吉原　弘子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林409番地２　グリーンハイツＢ―101号
債務者　粕谷　久子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９０号
栃木県さくら市氏家4510番地２
債務者　朽津　里美（旧姓稲沢）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９１号
栃木県宇都宮市石井町3413番地３　コーポマスブチＥ101、前住所栃木県宇都宮市峰町253番地１　ダイゴハイツＡ202
債務者　鈴木　路子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９４号
栃木県真岡市さくら４丁目６番地５、前住所栃木県芳賀郡二宮町さくら４丁目６番地５
債務者　上野　節雄
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係